

各所属所長 様

一般財団法人高知県教職員互助会理事長
(公印省略)

退職互助部運営及び給付規則の一部改正について（通知）

日頃は、当互助会の運営につきまして、ご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 2 5 日（木）開催の令和 2 年度第 1 回評議員会において、退職互助部運営及び給付規則第 9 条が、下記のとおり改正されました。

つきましては、貴所属の会員の皆様方への周知をよろしくお願いいたします。

記

1. 改正内容について

- (1) 医療費補助金・配偶者医療費補助金の 1 件あたりの（月ごと医療機関ごとを 1 件として）給付額が、現行給付額の 7 割 5 分になります。
- (2) 令和 3 年 1 月受診分（令和 3 年 4 月給付分以降）から変更となります。（令和 2 年 1 2 月受診分までは、現行どおりの給付です。）

2. 改正後の退職互助部運営及び給付規則第 9 条について

新たに、第 7 項（下表の下線部分）を追加しました。第 1 項から第 6 項に変更はありません。

一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部運営及び給付規則第 9 条第 6 項以下

(新)	(現行)
6 前項の規定により算定した医療費補助金及び配偶者医療費補助金の給付 1 件につき、100 円未満の端数の額があるときは、これを切り捨てる。	6 前項の規定により算定した医療費補助金及び配偶者医療費補助金の給付 1 件につき、100 円未満の端数の額があるときは、これを切り捨てる。
<u>7 第 5 項及び第 6 項により算定した医療費補助金及び配偶者医療費補助金の給付 1 件につき、0.75 を乗じた額を支給する。</u>	

附則

（施行期日）

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

※退職互助部運営及び給付規則第 9 条の全文は裏面に記載しています。

一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部運営及び給付規則第9条（全文）

（医療費補助金及び配偶者医療費補助金）

第9条 特別会員が疾病又は負傷によって療養を受けたときは、医療費補助金を支給する。ただし、70歳に達した日以後の疾病又は負傷による療養については、この限りではない。

2 特別会員の届出配偶者（定められた資格取得手続きが完了した特別会員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと理事長が認める者を含む。）に限る。以下同じ。）が、45歳に達した日以後に疾病又は負傷によって療養を受けたときは、配偶者医療費補助金を支給する。特別会員が死亡し、配偶者が生存する場合の療養についても、また、同様とする。

3 特別会員に準ずる配偶者（現職会員が45歳に達した日以後に死亡し、既に第15条の規定による掛金を完納していた場合（配偶者が現職会員に代わって第15条の規定による掛金を完納した場合を含む。）において、所定の手続を経た配偶者をいう。以下同じ。）が45歳に達した日以後に疾病又は負傷により療養を受けたときは、第1項に規定する医療費補助金に準じて算定した金額を配偶者医療費補助金として支給する。

4 第1項ただし書の規定は、前2項の配偶者医療費補助金の支給について準用する。

5 前各項に規定する医療費補助金及び配偶者医療費補助金は、社会保険診療報酬点数表により算出した額（看護等にあつては厚生労働大臣等が定めたところにより算出した額）のうち特別会員又は届出配偶者が支払った一部負担金（ただし、食事療養費の標準負担額を除く。）から次の各号に掲げる額を控除し、更に医療費補助金については1件（月ごと、医療機関ごと）1,000円、配偶者医療費補助金については1件（月ごと、医療機関ごと）2,000円を控除した額とする。

（1）特別会員又は届出配偶者が加入する健康保険に付加給付があるときは、それに相当する額

（2）特別会員又は届出配偶者が加入する健康保険に高額療養費等の法定給付があるときは、当該高額療養費に相当する額

（3）他の法令の規定又は地方公共団体の条例等により公費負担等がある場合は当該公費負担等に相当する額

6 前項の規定により算定した医療費補助金及び配偶者医療費補助金の給付1件につき、100円未満の端数の額があるときは、これを切り捨てる。

7 第5項及び第6項により算定した医療費補助金及び配偶者医療費補助金の給付1件につき、0.75を乗じた額を支給する。

※「福利高知 Vol.125」に掲載の「令和3年1月受診分から、退職互助部の医療費補助金・配偶者医療費補助金の給付内容が変わります（お知らせ）」もご覧ください。